

海外留学支援制度（協定派遣）奨学金・渡航支援金受給候補者の家計状況申告について【学部】

名古屋大学 教育推進部 学生交流課

（独）日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）では、経済的な理由により、自費のみでの採択プログラムへの参加が困難な者に対して、留学に係る費用の一部を「奨学金」として支援します。また、平成 30 年度より、経済的に困窮した留学希望者に対し、渡航費等に必要な経費として「渡航支援金」を「奨学金」と併せて支援します。

「奨学金」は、機構が実施する平成 30 年度第二種奨学金在学採用の家計基準に合致する者から優先的に支援の対象としますので、本制度の支援を希望する場合は、下記の書類により家計状況の申告をお願いいたします。「渡航支援金」を併せて希望する場合は、所得証明書類もご提出ください。

※提出書類※

1. 家計基準適格性判定表
2. 確認書
3. 家計支持者の所得証明書類（\*「渡航支援金」の支給基準に該当する学生のみ）

※注意事項※

- ・家計基準適格性判定表は、エクセルファイル<平成 30 年度大学\_家計基準適格性判定表>の「判定表」シートに入力・印刷のうえ、提出してください。
- ・申告の対象は平成 29 年の所得金額です。
- ・「判定表」の第二種奨学金家計基準適格性の欄が「×」の方でも、本制度の対象外となる訳ではありませんが、上述のとおり、機構が実施する平成 30 年度第二種奨学金在学採用の家計基準に合致する者を優先して「奨学金」の支援をします。

※第二種奨学金在学採用の家計基準（参考 URL）※

大学：<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kijun/zaigaku/daigaku/2shu.html>

大学院：<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kijun/zaigaku/in/2shu.html>

※「渡航支援金」の支給基準※

給与所得のみの世帯-----年間収入金額（税込）が 300 万円以下

給与所得以外の所得を含む世帯-----年間所得金額（必要経費等控除後）200 万円以下

※家計支持者の所得証明書類（渡航支援金の希望者のみ）※

給与所得者-----源泉徴収票の写し

給与所得以外の者-----確定申告書（控）の写し

平成 29 年中の所得がない者-----市町村役場発行の所得証明書（コピー可）

なお、年収・所得をわざと低く見積もった虚偽の申告をし、奨学金の受給を受けていることが発覚した場合、同制度による奨学金の支給を取りやめ、支給済みの奨学金を返還して頂くこととなりますので、予めご了承ください。根拠書類の提出を求める場合もありますので、その際は速やかにご提出願います。

頂いた個人情報海外留学支援制度（協定派遣）に関する業務のみに使用し、それ以外の目的には使用しません。

以上

問合せ先：教育推進部学生交流課（国際開発研究科棟 1 階）TEL: 052-789-5733

Email: [exchange@adm.nagoya-u.ac.jp](mailto:exchange@adm.nagoya-u.ac.jp)

# 確認書

家計基準適格性判定表の申告内容に相違がないことを確認しました。

平成 年 月 日

参加研修名 \_\_\_\_\_

研修期間 \_\_\_\_\_年 月 日 ~ \_\_\_\_\_年 月 日

学生氏名 (本人署名) \_\_\_\_\_ 印

学部・学年 \_\_\_\_\_

親権者氏名 (本人署名) \_\_\_\_\_ 印

-----  
<大学判定>

奨学金 家計基準 ( 基準内 ・ 基準外 )

↓

渡航支援金 家計基準 ( 基準内 ・ 基準外 )